

# 令和6年度 第1回新型インフルエンザ等対策行動計画部会 次第

日時：令和6年6月14日（金）  
19：00～20：00  
場所：埼玉県庁本庁舎2階庁議室  
※Web会議と併用

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型インフルエンザ等対策行動計画について
- (2) 今後のスケジュールについて

3 閉 会

## 感染症予防計画と新型インフルエンザ等対策行動計画①

感染症発生 大臣公表 1週間 4週間 3か月 6か月

発生早期

流行初期

流行初期以降

感染症指定  
医療機関対応

協定に基づく対応

A 流行初期

目標項目	数値目標
①確保病床数	1,200床 (うち重症100床)
②発熱外来を担う医療機関数	1,100機関
③自宅療養者等医療を担う機関数	—
④検査の実施件数	4,500件/日
⑤宿泊施設の確保居室数	1,000室

①～③:知事の要請から1週間以内で対応  
④～⑤:知事の要請から4週間以内で対応

A

流行初期医療確保措置の対象  
となる医療機関を中心に対応

B 流行初期以降

目標項目	数値目標
①確保病床数	2,000床 (うち重症150床)
②発熱外来を担う医療機関数	1,600機関
③自宅療養者等医療を担う機関数	2,200機関
④検査の実施件数	12,500件/日
⑤宿泊施設の確保居室数	1,900室

①～③:知事の要請から2週間以内で対応  
④～⑤:知事の要請から4週間以内で対応

B

感染症予防計画

新型インフル  
行動計画

準備期

初動期

対応期

疑似把握  
統括庁等対応

国県対策本部

国内の発生当初の封じ込め  
を念頭に対応する時期

国内で感染が拡大し、  
病原体の性状等に応じて  
対応する時期

ワクチンや治療薬等  
により対応力が高  
まる時期

特措法終了  
基本的感染症  
対策へ移行

①

②

③

④

## 感染症予防計画と新型インフルエンザ等対策行動計画②

### 1. 根拠法と特徴

#### (1) 感染症法 ⇒ 予防計画

- 【法】・感染症の**予防**及び感染症の患者に対する**医療**について必要な措置を規定  
 ・感染症の発生予防及びまん延防止による**公衆衛生の向上及び増進**を図る



- 【計画】・**平時から**発生・まん延を防止し、**有事に備える体制**(医療提供体制・検査体制・宿泊療養体制等)を整える

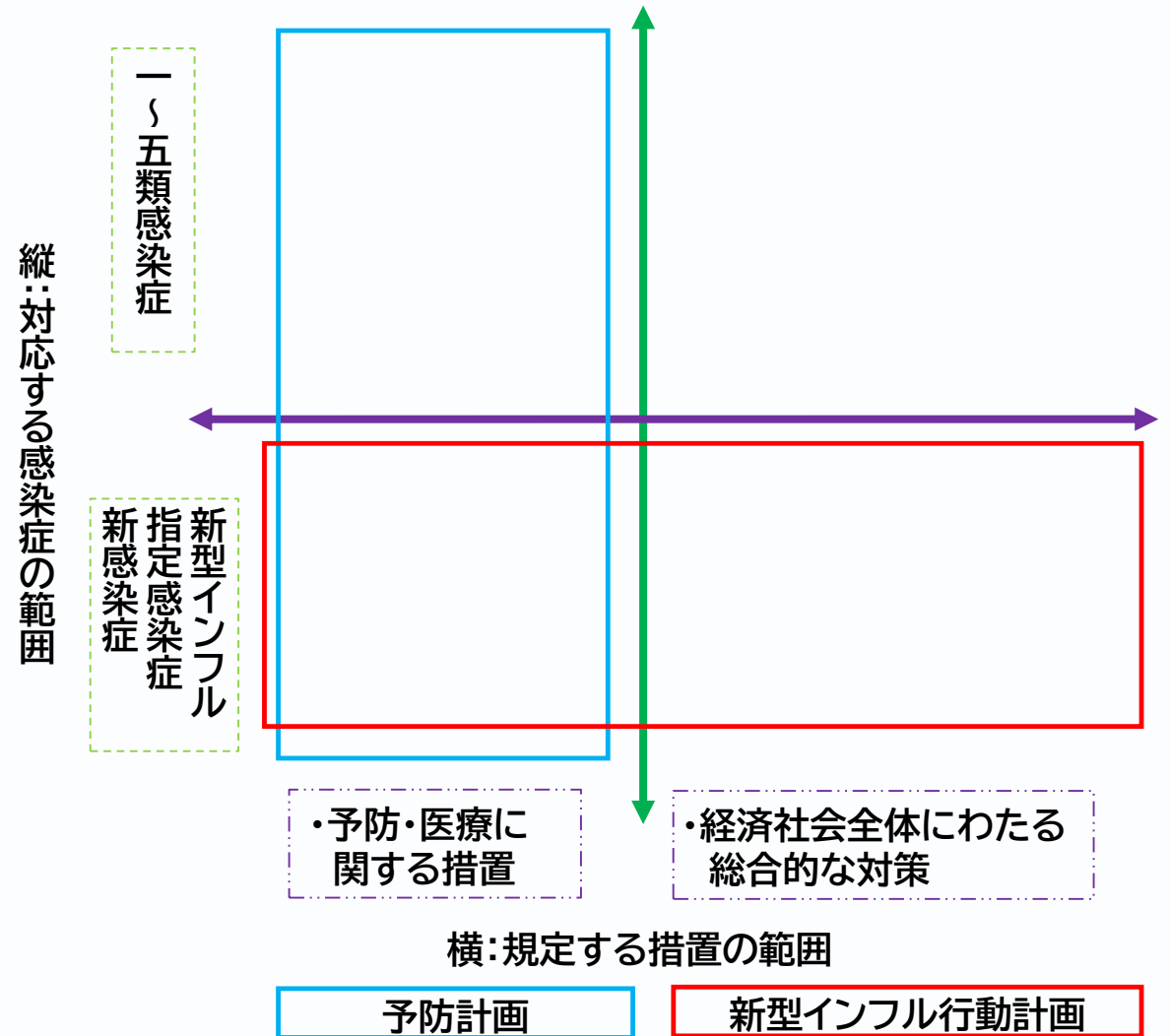
#### (2) 新型インフル特措法 ⇒ 新型インフル行動計画

- 【法】・急速にまん延するおそれのあるリスクの高い感染症に対し、迅速な**初動対応**のための体制や、**経済社会全体にわたる総合的な対策**を統一的に講じるために必要な措置を規定  
 ・国民の**生命及び健康の保護**、**国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化**を図る



- 【計画】・新型インフルエンザ等感染症等を対象に、対策項目ごとに時系列別の対応を規定し、**感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた総合的な対策**について定める。

### 2. 対応する感染症、規定する措置の範囲



## 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定のポイント①

### 前提

- ・新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、H26策定時以来初の抜本的改定
- ・「内閣感染症危機管理統括庁」、「国立健康危機管理研究機構(JIHS)の設置(R7.4予定)」、感染症法に基づく協定等の制度改正を反映
- ・次の感染症危機では、本行動計画を参考に、感染症の特性や科学的知見を踏まえ、政府の基本的対処方針を速やかに作成し対応

### (1) 平時の備えの充実

- ・「訓練でできないことは、実際でもできない」  
国や地方公共団体等の関係機関において、平時より**実効性のある訓練を定期的**に実施し、**不断の点検・改善**
- ・感染症法等の計画に基づき、自治体が関係機関と協定締結  
**感染症発生時の検査、医療体制の立ち上げを迅速**に行う体制を確保
- ・**国と地方公共団体等、JIHSや衛生研究所等との間の連携体制及びネットワーク構築**

### (3) 幅広い感染症対応 & 柔軟かつ機動的な対策

- ・**対策項目ごとに、3期(準備期、初動期、対応期)に区分して対策を整理**
- ・**新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来る**ことも想定して対策を整理
- ・状況の変化に応じて感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、**柔軟かつ機動的に対策を切り替え**

### (2) 拡充された13の対策項目 & 5つの横断的視点

#### 【対策項目】

- ①実施体制 ②サーベイランス ③情報収集・分析
- ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤**水際対策** ⑥まん延防止
- ⑦**ワクチン** ⑧医療 ⑨**治療薬・治療法** ⑩**検査** ⑪**保健** ⑫**物資**
- ⑬国民生活・経済

#### 【横断的視点】 I人材育成 II地方等との連携 IIIDXの推進

IV研究開発支援 V国際連携 ※下線付は新規部分

### (4) DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

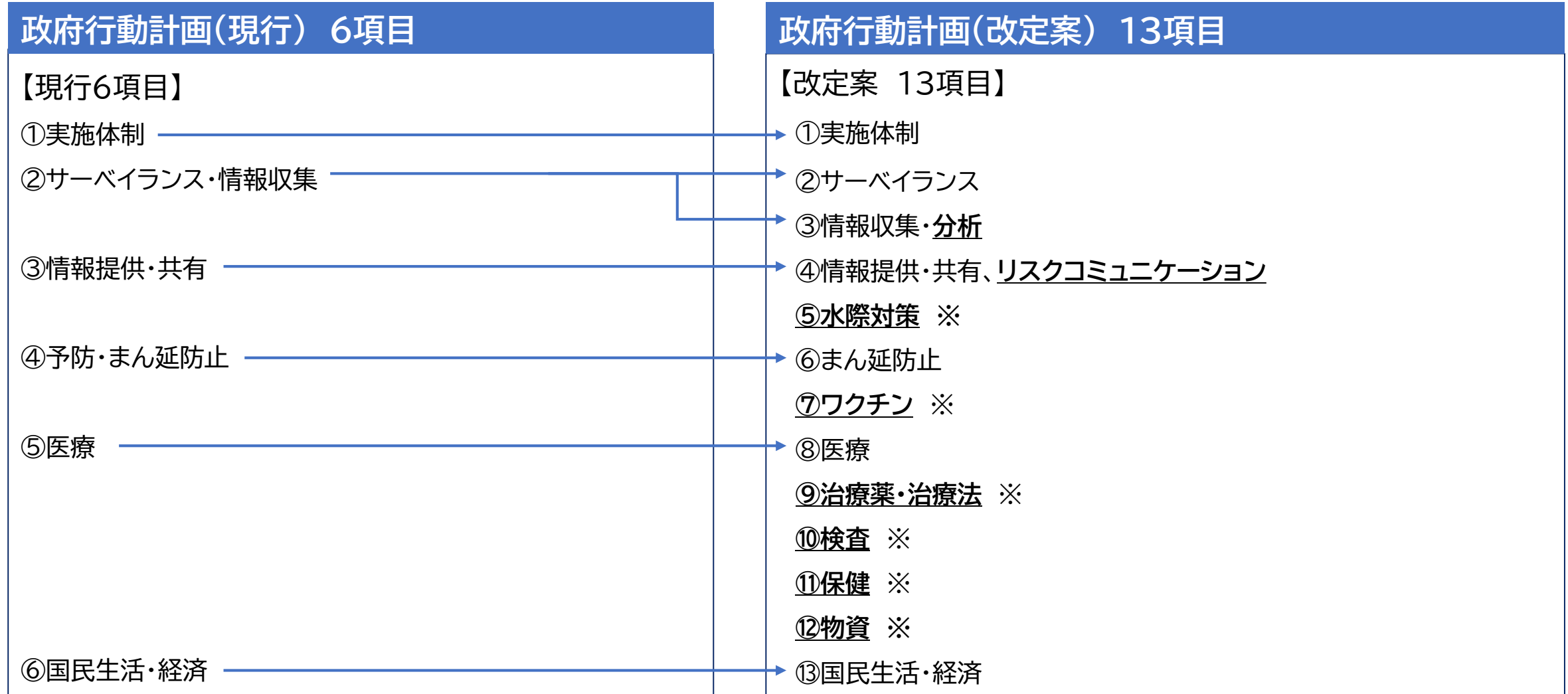
- ・予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、**国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備**
- ・将来的な電子カルテと発生届の連携、臨床情報の研究開発への活用等

### (5) 政府行動計画の実効性確保への取組

- ・実施状況を**毎年度フォローアップ(調査)** ※特に検査・医療提供体制の整備状況、PPE等物資の備蓄状況等を見える化
- ・感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性を踏まえ、**おおむね6年ごとに改定**

## 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定のポイント②

### ◎政府行動計画の改定前後の比較



※新規追加となるもの又は独立した項目として大幅加筆されたもの。  
 なお、上記③④のように内容的に要素が追加された項目あり。

## 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定のポイント③

### ◎各論13項目の概要

#### ①実施体制

- ・感染症危機に関わる国、地方自治体、研究機関、医療機関、国際機関等の多様な主体の相互連携
- ・実践的な訓練等を通じた人材育成・確保

#### ⑤水際対策

- ・病原体の国内侵入や感染拡大をできる限り遅らせるため、検疫強化や入国制限等を総合的に実施
- ・病原体の特徴等を踏まえ、有効性、実行可能性、国民生活や経済活動への影響等を勘案し、対策を選択
- ・状況の進展に応じ、対策の縮小・中止等見直しを実施

#### ⑧医療

- ・平時から予防計画や医療計画に基づく、医療措置協定を通じた医療提供体制の確保
- ・有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療提供体制を確保し、変化する状況に柔軟かつ機動的に対応

#### ⑪保健

- ・地域の実情に応じた効果的な対策を実施
- ・保健所・衛生研究所による、検査、積極的疫学調査、入院調整、健康観察、生活支援等を実施
- ・業務の急増に備え、有事の業務の優先順位の整理、ICT活用等による業務効率化・省力化

#### ②サーベイランス③情報収集・分析

- ・情報収集・分析等の体制構築、DX推進を通じた平時からの効率的効果的なサーベイランス、情報収集・分析の実施
- ・対策を判断する際の、感染症や医療の状況の包括的なリスク評価、国民生活及び国民経済の状況の考慮

#### ⑥まん延防止

- ・医療提供体制を拡充しつつ、要治療者をその範囲に収めるため、感染拡大スピードやピークを抑制
- ・医療ひっ迫時にはまん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む必要な措置を適時適切に実施
- ・状況変化に応じ対策の縮小・中止を機動的に実施

#### ⑨治療薬・治療法

- ・平時から治療薬の研究開発の基盤を強化
- ・有事に治療薬を確保し、治療法を確立するため、研究開発、臨床試験、薬事承認、製造、流通、投与、予後の情報収集及び対応までを含む一貫した対策・支援を実施

#### ⑫物資

- ・感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施等が滞るおそれあり
- ・平時の備蓄や有事の生産要請等により、医療機関等に感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成

#### ④情報提供・共有、リスクミ

- ・偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれあり
- ・国民等の適切な判断・行動のため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方を共有
- ・平時から、感染症等に関する普及啓発、リスクミ体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等

#### ⑦ワクチン

- ・ワクチンの研究開発を平時から推進、基盤強化
- ・有事に国内外で開発されたワクチンを確保し、迅速に接種を進めるための体制整備
- ・予防接種事務のデジタル化やリスクミを推進

#### ⑩検査

- ・適時に検査を実施し、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切り替え
- ・平時には機器や資材の確保、発生直後より早期の検査立ち上げ、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更

#### ⑬国民生活・国民経済

- ・平時に事業継続等のために必要な準備を行い、有事に安定化を図ることが重要。
- ・国等は影響緩和のため必要な対策・支援を実施。  
(生活物資等の安定供給要請、要支援者への支援等)

## 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定のポイント④

### ◎横断的な5つの視点

#### I. 人材育成

平時から中長期的視野による感染症危機管理人材の育成

- ・専門家養成コース等の活用による**専門性の高い人材の育成**
- ・感染症危機管理**人材の裾野を広げる取組**として、より幅広い対象（危機管理部門、広報部門等）に**訓練・研修を実施**
- ・**地域**での人材の確保・育成（地域の対策のリーダーシップの担い手や感染症対策の中核となる保健所職員等）

#### III. DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

DXの推進や技術革新による対応力強化

- ・国と地方、行政と医療機関の**情報収集・共有・分析の基盤を整備**
- ・保健所や医療機関等の**事務負担軽減**による対応能力の強化
- ・**予防接種事務のデジタル化・標準化**による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等の医療DXの推進
- ・将来、電子カルテと発生届の連携、臨床情報の**研究開発への活用**

#### II. 国と地方自治体等との連携

国と地方公共団体の適切な役割分担

- ・感染症に関するデータや情報の円滑な共有・分析等のための平時から**国と地方自治体等の連携体制・ネットワークの構築**
- ・国から地方公共団体への**情報発信の工夫**により、地方公共団体から住民・事業者等へ適切な情報提供
- ・平時から**意見交換・訓練**を実施し、連携体制を不断に強化
- ・平時から地方公共団体間の広域的連携、保健所間の連携

#### IV. 研究開発への支援

ワクチン・診断薬・治療薬の早期実用化へ

- ・**平時から**、感染症危機におけるワクチン・診断薬・治療薬の開発につながるよう、**医療機関、研究機関、製薬企業等の連携を推進し、企業等の研究開発を支援**
- ・初期段階から国が中心となり、**疫学・臨床情報等を収集**関係機関での臨床研究・研究開発に**活用**

#### V. 国際的な連携

感染症危機は国境を越えてグローバルに広がる

- ・**国際機関**や諸外国の**政府、研究機関等と連携**
- ・連携体制を、平時の情報収集（発生動向、初発事例の把握）、危機発生時の情報収集（水際対策、研究開発）に活用

# 令和6年度のスケジュール

令和6年度	連携協議会	感染症対策推進部会	新型インフルエンザ等 対策行動計画部会	事務局
6月	【6/5:協議会①】		【6/14:インフル部会①】	【6月中旬～7月上旬】 行動計画素案検討
7月			【7月下旬:インフル部会②】 行動計画素案審議	
8月				【8月上旬】 行動計画素案修正
9月			【9月上旬:インフル部会③】 行動計画中間取りまとめ案策定	
10月	【10月下旬:協議会②】 行動計画中間取りまとめ	【10月上旬:対策推進部会①】 行動計画中間取りまとめ案検討 (予防計画との整合性)		
11月				【11月】 県民コメント・行動計画最終案検討
12月		【12月下旬:対策推進部会②】 行動計画最終案検討	【12月上旬:インフル部会④】 行動計画最終案策定	
1月	【1月上旬:協議会③】 行動計画改定			

※ 保健所等の健康危機対処計画の改定は令和6年度、市町村行動計画の改定は令和7年度